

令和3年第1回北上市教育委員会定例会

1 日 時 令和3年1月26日（火）午前10時

2 場 所 北上市役所本庁舎 第1会議室

3 議事日程 別紙

4 会議に出席した委員

平野 憲

高橋 きぬ代

照井 渉

佐藤 和美

高橋 隆紀

5 説明のため出席した職員

(1) 教育部

教育部長 齋藤 昌彦

総務課長 澤藤 樹史

学校教育課長 高橋 秀和

子育て支援課長 石川 貴洋

文化財課長 小田嶋 知世

学校給食センター所長 高橋 良枝

中央図書館長 児玉 康宏

博物館長 杉本 良

鬼の館館長 島津 秀仁

(2) まちづくり部

まちづくり部長 小原 学

生涯学習文化課長 及川 勝彦

スポーツ推進課長 平野 大介

6 議事の概要

教育長の事務報告後、議事が行なわれ、付議された次の議案2件、協議2件が原案のとおり可決、承認された。

議案第1号 職員の懲戒処分について

議案第2号 北上市地域学校協働活動推進員設置要綱について

協議第1号 北上市教育振興基本計画の策定について

協議第2号 令和3年度教育行政施策の基本方針(案)について

以下、会議の概要は次のとおり。

(開会 午前10時)

教育長

ただいまから令和3年第1回北上市教育委員会定例会を開催いたします。

ただいまの出席者は5人であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

日程第1、会期の決定を行います。

今定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2 報告「1 教育長事務報告」に入ります。

資料は、定例会日程の次にあります、教育長事務報告をご覧ください。

(別紙教育長事務報告により説明)

ただいまの報告について、ご質問がございましたらば、お願いします。

(「無し」との発言あり)

それでは日程第3 議事に入ります。

議案第27号「職員の懲戒処分について」を議題といたしますが、提案の前にお諮りいたします。

これから上程になります議案第27号は人事に係ることでありますので、北上市教育委員会会議規則第9条の規定により秘密会による議案としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

異議なしと認めます。よって、議案第27号は秘密会による議案といたします。

それでは議案第27号について、議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長

総務課長

ただいま上程になりました議案第27号職員の懲戒処分について、提案の理由を申し上げます。

該当職員は、令和2年12月29日(火)午後1時30分頃、北上市内のパチンコ店において、遊技台に放置されていた他人の遊戯用ICカード内にチャージされていた2,000円を精算機により換金し、着服してしまいました。

その後、北上警察署による任意の事情聴取を受け、上記の事実を認めたものであります。なお、被害者からの被害届は出されておられません。

このことは、地方公務員法第33条(信用失墜行為の禁止)に違反するものであり、同法第29条第1項第1号(法令等違反)及び第3号(全体の奉仕者にふさわしくない非行)の規定に基づき懲戒処分として、1月の停職としようとするものであります。

なお、この処分が行われた場合は、「北上市教育委員会職員の懲戒処分等の公表基準」により公表することになります。

よろしくご審議のうえ議決を賜りますようお願いいたします。

教育長

ただいま提案されました議案第26号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

総務課長

本案件については、1月29日の市議会全員協議会にて報告予定であり、その後に報道がなされると思われま

教育長

1月29日までの情報管理をお願いします。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、議案第27号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

それでは、次の議案からは、北上市教育委員会会議規則第8条の規定により公開といたします。

次に議案第28号「北上市地域学校協働活動推進員設置要綱について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。生涯学習文化課長。

生涯学習文化課長 ただいま上程になりました議案第28号北上市地域学校協働活動推進員設置要綱について、提案理由を申し上げます。

社会教育法第5条第2項に基づく地域学校協働活動を円滑かつ効果的に実施するため、地域学校協働活動推進員に関する必要な事項を定めようとするものです。

北上市では、国の「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた取組方針を受けて、令和4年度までに学校運営協議会と地域学校運営本部を設置し、お互いに連携及び協働しながら社会全体で子どもたちを育てる北上市の目指すコミュニティ・スクールの仕組み作りに取り組んでおります。

地域学校協働活動推進員は、地域の特色を理解し、社会の幅広い視点を持つ人材を、地域の組織から教育委員会へ推薦いただき、それを受けて教育委員会が委嘱するものであります。学校や地域の特色を活かした多様な地域学校協働活動を行う上で、学校と地域をつなぐコーディネート機能としての役割を担うことが期待されております。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第28号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

生涯学習文化課長

地域学校協働活動推進員は、当市の略称として、地域コーディネータとしており、主な役割としては、地域学校協働活動の調整、地域学校協働本部の事務局的役割、地域住民への情報提供、広報活動、学校運営協議会委員となります。

人数としては、市内16地区にそれぞれ1名を想定しておりますが、学校数に合わせた人数設定も必要かと考えており、地域の実情に応じて設定したいと考えております。

なお、コーディネータの年間活動時間としては、最大で400時間を想定しており、地域及び学校の状況に合わせて活動いただくこととなり、その謝金については、国の補助上限額である1時間当たり1,480円を想定しております。

また、具体的な活動内容については、地域学校協働活動の調整、学校運営協議会委員、地域学校協働本部に関する、広報活動、地域コーディネータ研修の受講等を想定しております。

高橋隆紀委員

地域からの推薦の手法については、どの範囲を想定しているのでしょうか。

生涯学習文化課長

学校とも協議の上、地域から推薦いただくこととなるが、地域内の協議手法については、各地域の自主性に任せたいと考えております。

高橋隆紀委員

地域における地域コーディネータに対する理解があることが重要であり、その周知が必要かと思われま。

これまで以上の事業を地域コーディネータが担うのであれば、その推薦手法についても新たな考え方が必要かと思われま。

照井渉委員 基本的には、現役の仕事をしていない方を想定しているのでしょうか。

生涯学習文化課長 謝金としては、年間60万円程度となり、主な収入とすることは難しいと考えております。

退職して、子育て等も一段落した方を想定していますが、地域コーディネータの活動に支障が生じなければ兼業も問題ないと考えております。

教育長 改めて、質問等ございますか。

（「無し」との発言あり）

それでは、議案第28号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議無し」との発言あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に協議第49号「北上市教育振興基本計画の策定について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長 ただいま上程になりました協議第49号北上市教育振興基本計画の策定について、協議理由を申し上げます。

北上市教育振興基本計画は、令和2年12月23日の第16回教育委員会定例会において、修正方針を協議させていただいておりました。

今回、北上市教育振興基本計画策定検討委員会での協議を踏まえ、改めて計画素案を取りまとめましたので、その内容を協議するものであります。

よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただいま提案されました協議第49号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

総務課長 基本目標については、教育大綱と連携を深めた内容に修正しております。また、施策の展開として、子育て支援課の業務から幼稚園に関する分野以外を除いた内容としております。

なお、今後の日程に関しては、1月29日からの20日間のパブリックコメントを経て、3月定例会にて議決いただきたいと考えております。

佐藤和美委員 不登校児童への対応に係る長期欠席児童生徒の改善率における「登校に向けて好ましい変化」とはどのようなものでしょうか。

学校教育課長 細かな文部科学省から指針が示されており、その内容を評価して各学校で判断するものとなります。

教育長 改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、協議第49号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第49号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に協議第50号「令和3年度教育行政施策の基本方針(案)について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総

務課長。

総務課長

ただいま上程になりました協議第50号令和3年度教育行政施策の基本方針（案）について、協議理由を申し上げます。

教育行政施策の基本方針は、北上市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な大綱である第2次北上市教育大綱の理念を実現すべく毎年为社会環境の変化等を踏まえて定めているのであり、この度、令和3年度の教育行政施策の基本方針（案）を取りまとめましたので、その内容を協議するものであります。

よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第50号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

総務課長

本日の定例会にて方針(案)事前協議させていただいた後、2月18日の市議会全員協議会へ方針(案)より抜粋した教育長演述(案)を提出する予定としております。

その後、2月19日の令和3年第2回教育委員会定例会にて、方針及び演述を議決いただき、2月22日に市議会へ教育長演述を提出し、3月4日からの市議会において質疑いただく予定としております。

教育長

改めて、質問等ございますか。

（「無し」との発言あり）

それでは、協議第50号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議無し」との発言あり）

ご異議なしと認めます。よって、協議第50号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。

(閉会 午前10時40分)